

坂出市新庁舎建設 基本構想（案）

平成25年 月

坂出市

目 次

1. 新庁舎建設の背景	1
はじめに	
現在の庁舎の状況	
本庁舎（本館）の耐震診断結果について	
2. 新庁舎建設の基本理念	5
3. 新庁舎建設の基本方針	5
4. 新庁舎の建設場所	6
5. 新庁舎の規模と事業費	8
6. 建設スケジュールと財源	11
資料編	12
資料1 耐震安全性の分類	13
資料2 建設場所の比較検討	14
資料3 庁舎面積の算定計算表	16
資料4 基本構想策定までの経緯	18
資料5 坂出市新庁舎建設市民会議設置要綱	20
資料6 坂出市新庁舎建設庁内検討委員会設置要綱	21

1. 新庁舎建設の背景

はじめに

本市の本庁舎は、昭和32年（1957年）に、鉄筋コンクリート造3階建てで当時の近代建築の粋を集めた建物として建設された。以来今日まで55年の長きにわたり、市のシンボルとして広く市民に親しまれてきた。

しかし、その間大規模な改修工事を行うことなく、建物全体が老朽化しているうえ、電気設備、空調、給排水設備等においても老朽化が顕著に見られるようになった。

加えて、平成18年に国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針」を打ち出して以降、国内全体に耐震化の動きが広まるなか、平成19年に坂出市公共施設耐震化計画を策定し、その計画に基づいて平成21年に実施した本庁舎の耐震診断の結果、耐震性能が大幅に不足しており、震度6強から7程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いことが判明した。

このことを受け、様々な耐震改修の工法も検討したが、本庁舎自体の使用可能期間や耐震改修の費用対効果、今後ますます多様化する行政需要への対応など総合的に判断して新庁舎の建設が必要であるという結論に至り、平成22年度からは庁舎建設基金の積立てを開始し、平成24年2月には新庁舎建設庁内検討委員会を設置し、本格的に新庁舎建設に向けて準備を進めていくこととなった。そのうえで広く市民の皆様の意見を聴くため、坂出市新庁舎建設市民会議を設置し、市民参加のもと新庁舎建設基本構想の策定を行ったものである。

この基本構想は、新庁舎建設の指針となる基本的な考え方を示すものであり、今後より具体的な検討を行っていく際の根幹となるものである。



現在の庁舎の状況

施設名	延床面積 (m^2)	主な配置課等	建築年 及び構造
本庁舎本館1階	1,361.85	税務課・市民課・けんこう課・出納局	昭和32年 鉄筋コンクリート造
〃 2階	1,080.24	秘書広報課(市長室)・職員課・政策課・企業 立地推進室・総務課・こども課・にぎわい室・ 記者クラブ	
〃 3階	1,074.24	議会事務局・議場・議長室・議員控室	
本庁舎東館1階	274.50	ふくし課	平成11年 鉄骨造
〃 2階	274.50	会議室のみ(4箇所)	
本庁舎 北館	559.50	かいご課・地域包括支援センター・文書庫・ 車庫	昭和32年 鉄筋ブロック造
合同庁舎 3階	1,580.17 (供用部分 を含む。)	人権課・環境交通課・産業課・監査委員事務 局・農業委員会	平成3年 鉄筋コンクリート造
〃 4階		危機監理室・みなと課・建設課・都市整備課・ 大会議室	
教育会館 1階	471.38	生涯学習課・文化振興課・少年育成センター・ 選挙管理委員会	昭和58年 鉄筋コンクリート造
〃 2階	435.60	教育総務課・学校教育課・大会議室	
水道局 1・2階	1,963.16	監理課・工務課	昭和61年 鉄筋コンクリート造
〃 3階		大会議室・中会議室・サーバー室(本庁用)	
〃 地下		資材倉庫	
消防本部 1階	808.46	消防署・車庫・資材倉庫	昭和56年 鉄筋コンクリート造
〃 2階	399.13	予防課・庶務課・通信指令室	
〃 3・4・5階	455.23	会議室・訓練室・書庫	

本庁舎本館について

昭和32年に、鉄筋コンクリート造3階建てで当時の近代建築の粋を集めた建物として建設されたが、既に55年を経過し、建物全体が老朽化しているうえ、電気設備、空調、給排水設備等においても老朽化が顕著に見られるようになった。

また、平成21年に実施した本庁舎の耐震診断の結果、耐震性能が大幅に不足していることが判明した。



合同庁舎について

国の「地方公共団体の庁舎との合築の推進政策」に沿ったもので、国の官署と市の行政機構の一部を1つの建物に入居させる庁舎としては全国で初めて建設された。平成3年の建築から20年を経過しているが、新耐震基準(注1)による建物であり、今後も相当の期間(30年以上)使用可能である。



教育会館について

手狭な市庁舎の日常的な会議室，駐車場不足を解消するため，平成21年3月まで使用されていた香川県中讃県税事務所の跡地(土地・建物)を平成22年に取得し分庁舎として活用，主に教育委員会関連部署を配置している。

昭和58年の建築から29年を経過しているが，新耐震基準による建物であり，今後も相当の期間(20年以上)使用可能である。新庁舎建設の際に必要な床面積が縮小され，事業費の縮減になることから取得したものである。



(注1)新耐震基準 マグニチュード8前後の震度6強から震度7の揺れでも建物が倒壊しないことを前提とし，昭和56年に制定された。

本庁舎（本館）の耐震診断結果について

国の「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」（平成8年10月）に従い実施したもので、「耐震性安全性の分類」（資料13P）においては「構造体： 類」とした。

1 耐震診断結果

上部構造のGIs値(注2)が0.5未満であり、耐震性能が大幅に不足していることが判明した。

2 耐震改修工法と概算費用

耐震改修後の上部構造のGIs値が1.0以上の確保など、安全性を満たすための改修計画として「PCa外フレーム補強」および「免震補強」の検討を行った。

(1) PCa外フレーム補強

建物の外周をPCa外フレーム(柱・梁)により補強し、さらに内部には耐力壁を多数設ける工法
概算事業費 7億円(仮設事務所含む。)



(2) 免震補強

既存の柱や壁を切断し、免震装置を入れて補強する工法
概算事業費 15億円
(仮設の必要はないが高価になる。)



3 総合判断

耐震改修でより安価なPCa外フレーム補強工法でも7億円の概算事業費が必要であり、この工法では建物内部が細かく分断されるなど、来庁者や職員にとって著しく使い勝手の悪い建物になる。また、築50年以上経過した建物に多額の経費を投入し補強しても、その後の建物の使用可能期間は限定されることとなり、総合的に判断して、建替えとすべきである。

(注2) GIs値の評価

評価	GIs値	耐震安全性の評価
a	0.5未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
b	0.5以上 1.0未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
c	1.0以上 1.5未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い、要求される機能が確保できないおそれがある。
d	1.5以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低く、要求される機能が確保できる。

耐震安全性の評価における地震とは、震度6強から震度7程度の大規模地震をいう。

2. 新庁舎建設の基本理念

近い将来高い確率で発生が予想されている東南海・南海地震などの災害時にも十分な防災性能を発揮し、市民が安心して利用できる庁舎を早期に整備する必要がある。そのうえで、防災拠点としての機能を備えることはもちろんのこと、今日の多様化する行政需要のなかで、市民サービスの向上を図るとともに、市民との協働を推進する場としての役割を担い、広く市民に親しまれ環境にもやさしい庁舎としなければならない。

以上のことから、新庁舎建設の基本理念を次のように定める。

「安全・安心で市民と環境にやさしい庁舎」

3. 新庁舎建設の基本方針

基本理念に基づき、より具体化した方針として、これまでの検討結果や新庁舎建設市民会議の意見を踏まえ、新庁舎建設の基本方針を次のとおり定める。

1 安全と安心の確保

- (1) 高い防災性能を有し、安心して利用できる施設とする。
- (2) 災害時に対策本部としての機能を果たせる施設とする。

2 市民サービス機能の充実

- (1) 誰もが利用しやすく、人にやさしい施設とする。
- (2) 住民との協働、連携が図れ、広く親しまれる施設とする。

3 経済性と環境への配慮

- (1) 華美な設計を排し、建設費の抑制に努める。
- (2) 省エネルギーに配慮し、経済的で環境にやさしい施設とする。
- (3) 社会環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる施設とする。

4. 新庁舎の建設場所

新庁舎の建設場所は、厳しい財政状況と早期建設を考えると、候補地を探し新たに土地を確保する方法は、選択肢から除外せざるを得ない。また、既存の建物に移転する方法もあるが、現状では候補となる建物は存在しない。そのうえで、現在の本庁舎敷地と現在市が保有する土地で一定規模の面積を有する現市立病院移転後の跡地の2箇所が候補地として有力であり、以下の観点から検討を行うこととした。

新庁舎の早期建設（早期性）

防災拠点としての安全性（安全性）

財政面での考慮（経済性）

来庁する市民への配慮（利便性）

必要とする面積の確保、施工上の問題等（実現性）

周辺環境への影響と法的な視点（適合性）

建設位置の想定されるパターン

本庁舎敷地内に建設

- 1 現本庁舎建物跡に建設(仮庁舎を建設)
- 2 現本庁舎建物跡に建設(仮庁舎を別に確保:現市立病院を利用)
- 3 現本庁舎を使用しながら建設

現市立病院跡地に建設

検討パターンの比較検討

上記4パターンについて比較検討を行った。

資料1 建設場所の比較検討 …… 14P・15P

建設場所の検討結果

新庁舎建設市民会議において、上記4パターンについて比較・検討した結果、次のような意見があった。

- ・ - 2は現市立病院跡の建物を利用するので、費用が抑えられる。
- ・ - 3が早期性の観点からも良いと思う。

- ・ - 3が総合的に判断すると一番良い。
 - ・ は、他の公共施設等の連携を考えると難しいと思う。
- これらの意見のなかで、 - 3が良いという意見が多数であった。また、
を支持する意見はなかった。

建設場所の結論

新庁舎建設市民会議の意見も踏まえ検討した結果、利便性、安全性及び適合性などの点で、現本庁舎敷地内に建設するのが適切であると判断した。

また、建設の方法としては、早期性、経済性及び実現性を考慮し、 - 3の現本庁舎を使用しながら建設する方法が最も優れているという結論に至った。

5. 新庁舎の規模と事業費

本市の庁舎は大きく分けて本庁舎，合同庁舎，教育会館の3つに分かれているが，新庁舎建設市民会議の意見を聞いたうえで建設費用や現在までの経緯を考慮し，新庁舎は現本庁舎の配置部署を基準とする結論に至った。

また，新庁舎の規模を想定するため，組織体制や職員数を想定する必要があるが，最近の急速な高度情報化や地方分権の進展などにより，10年先，20年先の組織体制を予測するのは非常に困難であるため，新庁舎における組織体制及び職員数は，現行を基本として想定した。

配置予定部署等

現行の組織機構を基に，新庁舎への配置が想定される部署等を次のとおりとする。

特別職	市長室・副市長室
議会	議場・議員控室・正副議長室・委員会室・議会事務局
会計	出納局（指定金融機関）
総務部	秘書広報課・職員課・政策課・企業立地推進室・総務課・税務課・土地開発公社
市民生活部	市民課・生活課の一部
健康福祉部	けんこう課・ふくし課・こども課・かいご課
建設経済部	にぎわい室

危機監理室は，現在合同庁舎4階に配置されているが，市長室との迅速な連携を考慮し，災害時の対策本部機能を果たすため，新庁舎に配置替えを行うなどの検討を今後行う必要がある。

役職別職員数

上記の配置予定部署から新庁舎における職員数を次のとおり想定した。

H24.9 現在の職員数

役職	人数
特別職	2
部長級	4
課長級	13
課長補佐・係長級	56
一般職（嘱託・臨時含む。）	143
合計	218

新庁舎の規模

前述した職員数をもとに，新庁舎の必要床面積を次の3種類の方法により算定，比較検討し，最近の他市庁舎建設の計画事例で検証を行った。

総務省起債対象事業費算定基準	庁舎必要面積の必要最小限の規模を想定し，起債の対象となる規模を示したもので，平成22年度まで運用されていた基準であるが，それ以降の庁舎建設の事例でも庁舎必要面積算定の基準として一般的に用いられている基準
国土交通省新営庁舎面積算定基準	官公庁施設の質的水準を统一的に確保するため，国交省が作成した基準であるが，医務室や食堂など福利厚生施設の想定や固定業務室として必要と思われる面積を必要に応じて設定できる点で，必要最大限の基準として用いられている基準
現本庁舎の床面積	現在の本庁舎本館と東館，北館を合計したもので算定東館・北館延べ約1,100㎡のうち，会議室を300㎡，倉庫（車庫含む。）350㎡，交通部分を50㎡とした。

比較検討表

区分	総務省起債対象事業費算定基準	国土交通省新営庁舎面積算定基準	現本庁舎の床面積 (北館，東館含む。)
事務室	1,782㎡	1,752㎡	1,562㎡
付属面積 (会議室，倉庫等)	1,858㎡	2,572㎡	1,365㎡
玄関，ロビー，廊下等通行部分	1,770㎡ (追加可能分354㎡含む。)	1,748㎡	985㎡
議会（議事堂等）	770㎡	770㎡	713㎡
合計	6,180㎡ (追加可能分を除くと5,826㎡)	6,842㎡	4,625㎡

資料2 庁舎面積の算定計算表を参照 …… 16P・17P

以上の結果を比較検討し，新庁舎の規模(床面積)を概ね6,000㎡と想定した。

最近の他市庁舎建設の計画事例との検証

自治体名		供用 年度	職員数 (人)	延床面積 (㎡)	職員1人当たり 面積 (㎡/人)	階層・構造等
兵庫県	豊岡市	H25	530	15,000	28.30	RC造・7階・免震
徳島県	阿南市	H27	535	17,000	31.78	S造・7階・免震
香川県	観音寺市	H27	330	9,500	28.79	S造・5階・免震
平均			465	13,833	29.74	
坂出市の想定			218	6,000	27.52	

新庁舎の事業費

事業費については、この基本構想を基に、今後の計画のなかで詳細に検討することとするが、建設工事費のほかに、設計委託費、旧庁舎解体費、仮庁舎・仮駐車場建設費、備品購入費、移転費等が考えられる。

市の財政事情を考慮し、今後の検討において可能な限り、全体事業費の縮減を図る必要がある。

参考

最近の他市庁舎建設の事例（延床面積1万㎡以下）

自治体名		建設 年度	人口 (人)	延床面積 (㎡)	建築工事費 (億円)	㎡単価 (千円)	階層・構造等
新潟県	妙高市	H20	36,020	8,799	21.6	245	RC造・6階・免震
三重県	志摩市	H20	56,778	9,502	29.2	307	RC造・7階・免震
京都府	木津川市	H20	71,315	9,952	31.1	313	RC造・7階・免震
兵庫県	宍粟市	H21	42,527	6,760	20.0	296	RC造・7階・免震
広島県	庄原市	H21	40,078	7,429	26.4	355	SRC造・7階・免震
高知県	四万十市	H22	36,042	9,858	33.9	344	RC造・7階・免震
岡山県	真庭市	H22	50,389	7,761	20.0	258	RC造・4階・一部免震
平均			47,593	8,580	26.0	303	


RC造 - 鉄筋コンクリート造 / S造 - 鉄骨造 / SRC造 - 鉄骨鉄筋コンクリート造

免震 - 地震の際に建物の揺れを小さくする地面と建物間に緩衝体を持った構造のこと。

建設工事費には、用地費・仮庁舎費・設計委託費・移転費は含まない。

6. 建設スケジュールと財源

新庁舎は早期に整備する必要があるが、現時点での新庁舎の建設スケジュール及び財源としての基金の積立計画を次のとおり想定した。

年 度	事業の流れ	内 容	基 金
平成24	基本構想	基本構想段階 経緯と背景, 基本理念, 基本方針, 建設位置, 建設規模, 財源等をまとめる 設計・工事を進めるうえでの根幹となる設計と件	積立額 1億円 積立累計 6億円
平成25	基本計画	基本計画段階 基本構想で提示された設計と件を整理し, 整備方針やゾーニング等の検討を行う 基本構想をより具体化し実現するためのプラン	積立額(予定) 1億円 積立累計(予定) 7億円
2年程度	基本設計	基本設計段階 備えるべき機能や性能・内外のデザインなどを図書としてまとめ完成時の姿を明確にする 基本的事項を決定し, 図面・仕様を整理・作製	以降, 毎年度積立予定 (1億円) 
	実施設計	実施設計段階 基本設計図書に基づいてデザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を進める 基本設計に基づき工事実施のための設計図書を作製	
2年程度	建設工事 竣工	建設工事段階 実施設計図書を基に, 工事施工会社が工事請負契約に基づき新庁舎を建設する	

現時点でのスケジュールであり、今後の計画において変更となる可能性あり。

資料編

資料 1 耐震安全性の分類

資料 2 建設場所の比較検討

資料 3 庁舎面積の算定計算表

総務省起債事業算定基準に基づく算定計算表

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定計算表

資料 4 基本構想策定までの経緯

新庁舎建設庁内検討委員会

坂出市新庁舎建設市民会議

坂出市議会

これまでの経緯（時系列）

資料 5 坂出市新庁舎建設市民会議設置要綱

資料 6 坂出市新庁舎建設庁内検討委員会設置要綱

耐震安全性の分類

(官庁施設の分類に応じて、耐震安全性の目標を定めている。)


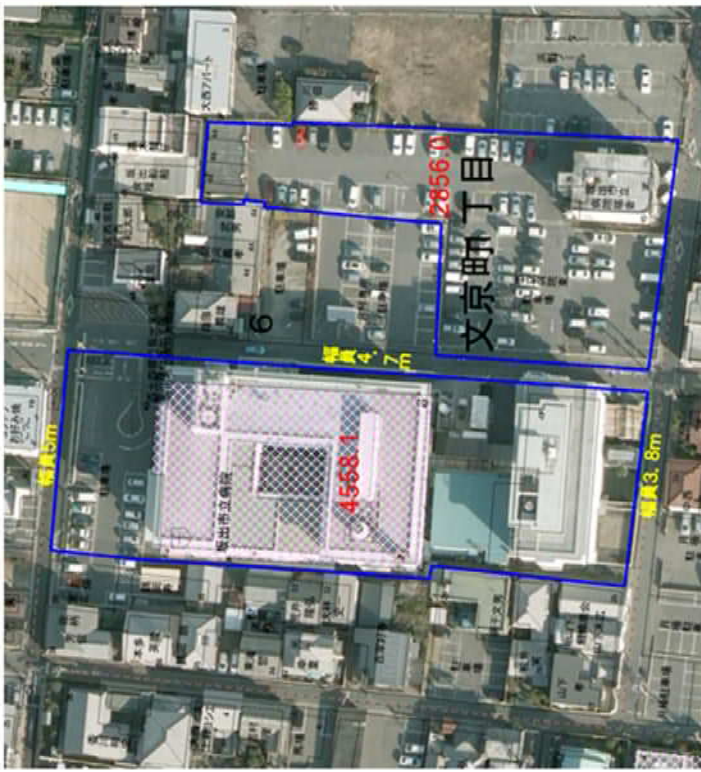

構造体	役割	施設例	耐震安全性の目標
類	災害応急対策全般の企画・立案，情報収集・伝達等を行うための施設 消火，救急・救助活動等を行うための施設 救急医療等を行うための施設(地域防災計画に定められている施設) 清掃，防疫その他保険衛生に関する事項を行う施設	庁舎(災害対策本部) 消防本部，消防署等 医療機関 保健所，保健衛生センター等	大地震後 構造体の補修をすることなく建物を使用できることを目標とし，人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
類	地域防災計画の避難場所に指定された施設 救急医療等を行うための施設(地域防災計画に定められていない施設) 災害時要援護者を保護するための施設 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項を行うための施設 多数の者が利用する公共施設	学校校舎・体育館，公民館，研修センター等 医療機関 社会福祉施設 学校校舎・体育館 美術館，図書館，社会教育施設等	大地震後 構造体の大きな補修をすることなく建物を使用できることを目標とし，人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
類	類， 類の施設のほか，地方公共団体が所有又は管理する施設	類， 類に含まれない，事務所庁舎，公営住宅，職員公舎等	大地震後 構造体の部分的な損傷はあるが，建物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし，人命の安全確保が図られている。

○建設場所の比較検討

観点	パターン①-1 現本庁舎建物跡に建設 (仮庁舎を建設)	パターン①-2 現本庁舎建物跡に建設 (仮庁舎として現市立病院を利用)	パターン①-3 現本庁舎敷地内に建設 (現本庁舎を使用しながら建設)	パターン② 現市立病院跡地に建設
敷地面積	8,151.43㎡	8,151.43㎡	8,151.43㎡	8,099.63㎡
早期性	◎ 用地取得の必要がなく、早期に実施できる。 設計、建設、移転など一連の作業が簡潔で他の要因に左右されない。	○ 用地取得の必要がなく、早期に実施できる。 市立病院移転後、仮庁舎に利用するための改造工事に着手できる。	◎ 用地取得の必要がなく、早期に実施できる。 設計、建設、移転など一連の作業が簡潔で他の要因に左右されない。	○ 用地取得の必要がなく、早期に実施できる。 現市立病院を解体後、建設工事に着手できる。
安全性	○ 標高は1.0～1.6m程度 西側市道は20mで、災害時の対応を考えると評価できる。 緊急輸送路である県道33号線に近い。	○ 標高は1.0～1.6m程度 西側市道は20mで、災害時の対応を考えると評価できる。 緊急輸送路である県道33号線に近い。	○ 標高は1.0～1.6m程度 西側市道は20mで、災害時の対応を考えると評価できる。 緊急輸送路である県道33号線に近い。	△ 標高は1.0～1.5m程度 四方の隣接道路の幅員が狭い。 国道438号線からは近い。
経済性	△ 用地費用はかからない。 現庁舎と同等規模の仮庁舎、仮駐車場が必要 事務所移転作業は2回	◎ 用地費用はかからない。 仮庁舎は必要ないが、現市立病院の仮庁舎への改造工事が必要 仮駐車場は不要 事務所移転作業は2回	◎ 用地費用はかからない。 小規模な仮庁舎、仮駐車場が必要 事務所移転作業は1回	△ 市立病院所有の市有地であり、用地費用は必要 仮庁舎、仮駐車場の確保は不要 事務所移転作業は1回
利便性 ※詳細別紙	◎ 位置について広く市民に認知されており、利便性が高い。	◎ 位置について広く市民に認知されており、利便性が高い。	◎ 位置について広く市民に認知されており、利便性が高い。	△ 公立病院として、市民に認知されている。
実現性	○ 現庁舎を残して本格的な仮庁舎を建設する必要があり、施工自体に制限を受ける。 現庁舎解体後の建設となるが、仮庁舎があるため、庁舎の配置や形態に若干制限を受ける。	△ 現庁舎解体後、空き地に建設するため、庁舎の配置や施工が自由になるが、仮庁舎の改造工事はかなり検討を要する。 仮庁舎が遠く離れるため、市民にかなりの不便を強いる。(工事期間中)	○ 現庁舎を残しての計画であり、庁舎の配置や形態、施工自体にかなり制限を受ける。 現本庁舎を使用しながら建設することで、市民への影響は少ない。(工事期間中)	△ 庁舎建設は、現市立病院の解体後となるが、空き地に建設するため、庁舎の配置や施工が自由になる。 敷地が2箇所に分かれていることや他の庁舎の統合が問題となる。
適合性	◎ 商業地域であり、建築形態を制限する規制が比較的緩く、計画しやすい。	◎ 商業地域であり、建築形態を制限する規制が比較的緩く、計画しやすい。	◎ 商業地域であり、建築形態を制限する規制が比較的緩く、計画しやすい。	○ 第一種住居であり、建築形態を制限する規制が厳しくなるが、3階建程度の規模であれば、ある程度回避できる。

※各観点において、優れている場合は「◎」、やや優れている場合は「○」、やや劣る場合は「△」とした。

利便性の比較検討

	現本庁舎敷地	現市立病院敷地	現教育会館敷地(参考)
場所			
所在地	坂出市室町2丁目3-5	坂出市文京町1丁目6-43	久米町1丁目18-20
面積	8,151.43 m ²	8,099.63 m ²	3,129 m ²
敷地の形状	◎ 敷地は南北に92m、東西に81mの形状で目立った高低差も無く、建物の計画しやすい整形な土地である。	△ 敷地は南北に115m、東西に40mの病院の建つ敷地と、南北に84m 東西に46m でかぎ状の駐車場からなり、計画するには少し困難な形状をしている。	敷地は東西に53m、南北に60mの整形な土地で、高低差も無く、建物の計画しやすい形状をしている。
隣接道路	○ 敷地周囲が全て道路に接道しており、西側の市道福江東浜線は幅員が20mあり一般利用者や緊急車両の出入りは有利な条件となっている。東面と南面は5mとなっている。	△ 敷地北面に5m、南面に3.8m病院と駐車場の間を南北に横断する道路は幅員4.7mとなっている。	敷地北側7.4m、東面に6.8m、南面に7.7mの道路が接道している。
周辺環境	◎ 中心市街地に位置し、JR坂出駅より半径500m以内に位置する。付近には国の合同庁舎や郵便局、消防署など多くの行政機関があり、公共施設の立地には適した場所である。	○ JR坂出駅より半径400m程度のところに位置し、周辺は住宅地域である。関連する行政機関の施設は概ねJR線路の北側に位置しているため、行政の連携が図りにくい。ただし、市の文教施設からは近い。	
アクセス	○ 中心市街地に位置し、(主要地方道)県道33号高松善通寺線や県道186号大屋富築港宇多津線からも近い。	△ JR坂出駅にも近く、市南部からも国道11号～国道438号線を経由しアクセスしやすいが、敷地に隣接する道路の幅員が狭く、敷地・施設へはアプローチしにくい位置となっている。	
総合評価	◎ 今現在庁舎が立地していることもあり、広く市民が理解している立地で、形状が整形であることや、接道する道路の幅員が広いこと、郵便局や他の行政機関とも隣接し、庁舎の建設のための敷地として適した場所といえる。	△ 駅付近の市街地という立地は良いものの、他の行政機関との連携が図りにくい位置で、住居系の用途地域ということもあり、建築の形態制限も増える。また、敷地形状が不整形で2ヶ所に分かれるうえに、隣接する道路は全て5m以下で、庁舎の建設には適していない。	

※各項目の比較検討において、優れている場合は「◎」、やや優れている場合は「○」、やや劣る場合は「△」とした。

総務省「起債事業算定基準」に基づく算定計算表

区分		職員数	換算率	基準面積 (m ² /人)	算出面積 (m ²)
a 事務室	特別職	2	20.0	4.5	180.0
	部長級	4	9.0	4.5	162.0
	課長級	13	5.0	4.5	292.5
	課長補佐・係長級	56	2.0	4.5	504.0
	一般職 (嘱託・臨時含む)	143	1.0	4.5	643.5
小計		218			1,782.0
b 倉庫	a 事務室の面積の13%				231.7
c 会議室等 (会議室・電話交換室・便所等)	職員数218人 × 7m ²				1,526.0
d 玄関等 (玄関・ロビー・廊下等通行部分)	(a+b+c) × 40%				1,415.9
	(追加可能分 / 市民開放関連)			(a+b+c) × 10%	354.0
e 議事堂 (議場・委員会室・議員控室等)	議員定数 (22人) × 35m ²				770.0
f 車庫	4台分 × 25m ²				100.0
合計面積					6,179.6

国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定計算表

区分		職員数	換算率	基準面積 (m ² /人)	算出面積 (m ²)
a 事務室	特別職	2	18.0	4.0	144.0
	部長級	4	9.0	4.0	144.0
	課長級	13	5.0	4.0	260.0
	課長補佐級	25	2.5	4.0	250.0
	係長級	31	1.8	4.0	223.2
	一般職 (嘱託・臨時含む)	143	1.0	4.0	572.0
	小計(補正前)	218			1,593.2
小計(補正後)		補正前×1.1			1,752.5
b 倉庫	補正前事務室の面積の13%				207.1
c 会議室等	会議室	職員100人当たり40m ²		88.0	
		10人増す毎に4.0m ² 増		補正率×1.1	96.8
	電話交換室	換算後人数 398人の場合			40.0
	宿直室(庁務員室)	2人想定 1人10m ² , 1人増毎に3.3m ²			13.3
	湯沸室	標準10m ² ×各階(3階)			30.0
	受付	1.65m ² ×(人数×1/3) 最小6.5m ²			6.5
	便所及び洗面所	職員218人×0.32m ²			69.8
	医務室	職員218人の場合			85.0
	売店	職員150人以上 218人×0.085m ²			18.5
	食堂及び理髪	職員218人の場合			170.0
				小計	529.9
d 固定業務室	議会機能	参考 現状面積 770.77m ²			770.0
	防災機能	総務省算定基準 22人×35.0m ²			120.0
	業務支援機能	防災対策室(対策本部/会議室兼) 入札室(会議室兼)印刷室 相談室 50m ² ×2 32.5m ² 10m ² ×6			192.5
	保管機能	参考 現状面積 書庫 250m ²			250.0
	福利厚生機能	職員休憩室, 更衣室等			200.0
	その他	参考 現状面積 記者室 50m ² 電算室 250m ²			300.0
					小計
e 設備関係	機械室	有効面積 3,000~5,000m ²			547.0
	電気室				96.0
	自家発電室	最小 29.0m ²			29.0
				小計	672.0
f 交通部分(玄関・ロビー・廊下・通行部分)	(a+b+c+d+e+)×35%				1,747.9
g 車庫	4台分×25m ²				100.0
				合計面積	6,841.9

基本構想策定までの経緯

坂出市新庁舎建設庁内検討委員会

日 付	内 容
平成24年 2月10日	第1回 委員会の発足，これまでの取り組み，組織体制について
平成24年 7月31日	第2回 新庁舎建設市民会議の設置，基本構想策定計画について
平成24年10月26日	第3回 新庁舎建設市民会議委員，新庁舎建設の背景について
平成24年12月 7日	第4回 新庁舎建設の場所，新庁舎の規模について
平成24年12月14日	第5回 新庁舎建設の場所，新庁舎の規模について
平成25年 1月11日	第6回 新庁舎建設の基本理念・基本方針について
平成25年 1月16日	第7回 新庁舎建設の基本理念・基本方針について
平成25年 1月31日	第8回 新庁舎建設の基本理念・基本方針，スケジュールについて
平成25年 2月 8日	第9回 新庁舎建設の基本理念・基本方針，スケジュールについて
平成25年 2月22日	第10回 新庁舎建設基本構想（案）について
平成25年 2月25日	第11回 新庁舎建設基本構想（案）について
平成25年 3月 8日	第12回 新庁舎建設基本構想（案）について

坂出市新庁舎建設市民会議

日 付	内 容
平成24年11月19日	第1回 市民会議の発足，新庁舎建設の背景，組織体制について
平成24年12月26日	第2回 新庁舎建設の場所，新庁舎の規模について
平成25年 1月21日	第3回 新庁舎建設の基本理念・基本方針について
平成25年 2月14日	第4回 新庁舎建設の基本理念・基本方針，スケジュールについて
平成25年 2月27日	第5回 新庁舎建設基本構想（案）について

坂出市議会

日 付	内 容
平成24年11月27日	総務消防委員会 新庁舎建設市民会議の設置報告
平成24年12月28日	総務消防委員会 新庁舎建設市民会議第2回の会議報告
平成25年 1月21日	新庁舎建設特別委員会設置 新庁舎建設の経過報告
平成25年 2月19日	新庁舎建設基本構想（案）について報告
平成25年 3月13日	新庁舎建設基本構想（案）について報告

基本構想策定までの経緯（時系列）

H21.7	本庁舎の耐震診断を実施	・総合判断で、建替えを検討すべきとの意見
H21.8.21	総務消防委員会	・本庁舎の耐震診断結果報告
H21.9.2	市長、定例記者会見	・総合的に判断し、建替えを前提とする旨発表
H22.3	庁舎建設基金条例を市議会3月定例会に提出	・条例案可決、条例制定
H23.2.25	第1回庁舎建替勉強会(庁内)	
H23.3	平成22年度庁舎建設基金積立	・3億円
H23.6.1	第2回庁舎建替勉強会(庁内)	
H23.8.31	市長、定例記者会見	・基本構想の策定、市民参加による検討
H23.10.25	第3回庁舎建替勉強会(庁内)	
H24.2.10	新庁舎建設庁内検討委員会(第1回)開催	
H24.3	平成23年度庁舎建設基金積立	・2億円(累計5億円)
H24.7.31	新庁舎建設庁内検討委員会(第2回)開催	・新庁舎建設市民会議設置要綱の策定
H24.10.26	新庁舎建設庁内検討委員会(第3回)開催	・新庁舎建設市民会議委員の選考
H24.11.19	坂出市新庁舎建設市民会議(第1回)開催	・新庁舎建設の背景、経緯
H24.11.27	総務消防委員会	・新庁舎建設市民会議の設置報告
H24.12.7	新庁舎建設庁内検討委員会(第4回)開催	・新庁舎建設場所、規模等
H24.12.14	新庁舎建設庁内検討委員会(第5回)開催	・新庁舎建設場所、規模等
H24.12.26	坂出市新庁舎建設市民会議(第2回)開催	・新庁舎建設場所、規模等
H24.12.28	総務消防委員会	・新庁舎建設市民会議第2回の会議報告
H25.1.11	新庁舎建設庁内検討委員会(第6回)開催	・新庁舎建設の基本理念・基本方針
H25.1.16	新庁舎建設庁内検討委員会(第7回)開催	・新庁舎建設の基本理念・基本方針
H25.1.21	新庁舎建設特別委員会を設置	・新庁舎建設の経過報告
H25.1.21	坂出市新庁舎建設市民会議(第3回)開催	・新庁舎建設の基本理念・基本方針
H25.1.31	新庁舎建設庁内検討委員会(第8回)開催	・新庁舎建設の基本理念・基本方針、スケジュール
H25.2.8	新庁舎建設庁内検討委員会(第9回)開催	・新庁舎建設の基本理念・基本方針、スケジュール
H25.2.14	坂出市新庁舎建設市民会議(第4回)開催	・新庁舎建設の基本理念・基本方針、スケジュール
H25.2.19	新庁舎建設建設特別委員会	・新庁舎建設基本構想(案)について
H25.2.22	新庁舎建設庁内検討委員会(第10回)開催	・新庁舎建設基本構想(案)について
H25.2.25	新庁舎建設庁内検討委員会(第11回)開催	・新庁舎建設基本構想(案)について
H25.2.27	坂出市新庁舎建設市民会議(第5回)開催	・新庁舎建設基本構想(案)について
H25.3.8	新庁舎建設庁内検討委員会(第12回)開催	・新庁舎建設基本構想(案)について
H25.3.13	新庁舎建設建設特別委員会	・新庁舎建設基本構想(案)について

(設置)

第1条 新庁舎の建設に関し、必要な事項を調査検討するため、坂出市新庁舎建設市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告する。

- (1) 新庁舎の基本構想に関する事。
- (2) 新庁舎の基本計画に関する事。
- (3) その他新庁舎建設に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人程度で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体から推薦された者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定による公募の手続は、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事項が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

2 この要綱による最初の市民会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(設置)

第1条 新庁舎の建設に関し、必要な事項を調査検討するため、坂出市新庁舎建設庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 現庁舎の問題点に関すること。
- (2) 新庁舎の建設に係る基本的方向に関すること。
- (3) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもって充て、委員には市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、出納局長、教育部長、議会事務局長、市立病院事務局長、消防長、水道局長および政策課長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、委員が会議を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会における所掌事項について資料収集、分析等を行い、委員会の討議に資するため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長および部会員をもって組織する。

3 部会長には総務課長を、副部会長には建設課長をもって充て、部会員には秘書広報課長、職員課長、危機監理室長、税務課長、市民課長、人権課長、環境交通課長、生活課長、けんこう課長、ふくし課長、こども課長、かいご課長、産業課長、みなと課長、都市整備課長および教育総務課長の職にある者をもって充てる。

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、関係職員を臨時の部会員に充てることができる。

5 部会長は、部会を招集し、会議の議長となる。

6 部会長は、部会員が作業部会を欠席する場合には、当該部会員の代理者の出席を求めることができる。

7 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会および作業部会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会および作業部会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。